

招集期日 平成23年10月11日（火曜日） 第2日

招集場所 入間市庁舎（B棟）5階全員協議会室

開 会 10月11日（火曜日）午前 9時30分

散 会 10月11日（火曜日）午後 4時31分

出席委員	委員長	金子俊雄	副委員長	永澤美恵子
	委員	石田芳夫	委員	小出亘
	委員	金澤秀信	委員	関谷真奈美
	委員	横田淳一	委員	小島清人
	委員	齋藤國男		

欠席委員 な し

説明のため出席した職員	環境経済部長	会計管理者	教育総務部長
	生涯学習部長	消防長	

委員会に出席した事務局職員	都築敏夫	原 嵩秀男
	高山 勇	玉井栄治
	鹿山明美	沼井俊明

△ 開議の宣告（午前 9時30分）

委員長 ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程といたしましては、現地調査を行います。現地調査箇所につきましては、別紙調査日程表で示したとおりであります。

ここで休憩して、現地調査を行います。委員の方はバスが用意してありますので、正面玄関へお願いいたします。

なお、本日の現地調査には、委員外議員の同行の申し出がありますので、ご了承いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

ここで休憩いたします。

午前 9時31分 休憩

午後 3時02分 再開

委員長 会議を再開します。

朝9時半からきょうは現地調査ということで大変ご苦労さまでした。

それでは、再開をさせていただきます。

△ 次会日程の報告

委員長 以上で本日の審査日程は終了いたしましたので、次会の日程についてご報告をいたします。

次会は、10月12日午前9時30分から一般会計のうち総務常任委員会所管のものについて審査を行います。

執行部の方におかれましては、ここで退席をお願いいたします。

本日は大変ありがとうございました。ご苦労さまでした。

〔執行部職員退席〕

△ 参考人招致について

委員長 ここで委員長として申し上げますが、9月22日の第2回決算特別委員会で参考人の招致が決定されまして、必要があれば参考人を招致して、市の事務に関して参考人の意見を聞くことになったわけですが、参考人の意見を聞こうとする案件、どのような立場の人を参考人にするか等がまだ決められておりません。いずれにしても、これらの件につきましては、審査を始めてからでなければ決めることができませんので、審査の過程で必要があれば、これらのことについて慎重に審議し、決めていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

金澤委員 今ちょっと言ったことで意味わからなかったのですけれども、もう一度具体的に言っていただけますか。前回私のほうでシルバー人材センターについて参考人をお願いして、全員一致で賛同いただいたわけなのですが、それに関連している話というふうに理解してよろしいのですか。

委員長 私のほうでいいですね。今金澤委員のほうのお話があったわけですが、いずれにしても前回参考人を招いて聞くことに対して賛成をしたという委員会では理解をしているわけですが、細かい話とか、それらに対しての関係等々がまだ決められておりませんので、その時点になりまして、意見がありましたら、その意見をまずは市の行政に対しての意見、そしてなおかつ参考人が必要であるならば、その時点で参考人を招致しまして、それなりの意見を述べていただく。しかしながら、よくいろいろな関係を調べてみますと、市の行政以外に附属するものは余り、今シルバーセンターという話も出たのですが、そこへ入り込んだ決算委員会は無理かなと、そんな感じを持っています。そういうことでご理解をしていただきたいと思います。

金澤委員 全く理解できません。この間の話と180度変わっていますよね。前回の話は何だったのですか、それでは、委員長。何勝手に変えているのですか。おかしい話ですよ、だって。まず少なくとも内容については、私のほうで協議会ではありましたけれども、ご説明して、皆さんが納得していた上で賛同いただいたわけですよ。もう一回きちんと、簡単に説明すると、市のシルバー人材センターに対する補助金のあり方等について、まずそれについて説明したはずですよ。それで皆さん納得して賛成していただいたわけですよ。ですから、それについてお聞きするということで決まったわけでしょう、1回、前回で、第1回目の決算特別委員会で、正式に。なぜそれが勝手に覆るのですか。

今委員長がおっしゃった審査の過程で必要だったら呼ぶとおっしゃいますけれども、17日に所管の都市経済常任委員会で、ここはやっぱり聞きましょうと言ったときに、それからお呼びするなんていったら、相手に対してお呼びする時間が必要でしょう。いつ呼ぶのですか、だって、相手の都合があるではないですか。だから、きちんと事前に、この間の第1回目のときに資料請求とか現地調査についても同じように話し合っ、所管で話し合っ、多分福祉教育のときに児童センターどうなの、プラネタリウムどうなのってなったときに、それから現地調査、見に行きましょう、相手の日程合わせましょうなんて言ったときに間に合わないでしょう。だから、事前に決めているのではないですか。参考人だって同じですよ。委員のほうから参考人、これについて参考人を呼んで話を聞きたいという申し出があって、皆さんが納得しているのだから、それは事前に決めておかなければ日程的に間に合わないから前回言われていただいたのですから、それを勝手に覆すことは絶対に納得できません。

委員長 では、私のほうでいいですか。金澤委員のほうからも今お話がありましたのですが、やは

りいろいろ冷静に考えまして、もちろん参考人を呼ぶことに対しては、条例等々で、規則ですか、条例ですか、そういうものであるわけですから、そのことに対しては皆さんは賛成したという理解を持っているわけですね。しかしながら、くどいようですが、審査をして審査の過程でその辺が疑義を感じたり何かすることであるならば、参考人を招致していただくと、そういうことが流れの中で私は思っているのですが、皆さんの中で、今金澤委員ばかりのお話ではまずいもので、皆さんの中で何かありましたら、お願いしたい。

金澤委員 ちょっと待ってください。いいですか、委員長、今おっしゃったことは矛盾があります。私の質問に答えてくださいよ。資料請求とか事前現地調査は、なぜ事前に決めるのですか。審査の過程でこの資料欲しいねって言って決めたら、間に合わないからでしょう。だから、事前に決めるのではないですか。きょうだってそのための現地調査でしょう。審議も何もしていないのに見に行っているのではないですか。それについて、何でできるのか、参考人は違うのか答えてくださいよ、では委員長。勝手にそうやって変えるのであれば、最初の論議だったらわかりますよ。もう今、1回決めて、皆さんで決をとって、それで決まっているものをひっくり返そうというのだったら、その私の質問に答えてから、まず皆さんに諮ってくださいよ。

委員長 今の金澤委員の話、何回も繰り返すようになってしまいますが、結局、市の事務を、審査をして、どうしても補助金に対して、あるいはそのほかの関係で疑義を感じたと、そういうことであるならば参考人を招致してやっていただくのも皆さんの同意が得られれば招致をすることに対しては反対しているわけではないのですから、やっていただいてもいいわけですが、何も審議をしないうち、何がこうだからこうだというやり方をやっていく自体が、この委員会として……

金澤委員 私の質問に答えてください。

委員長 私はそういうことで……

金澤委員 私の質問に答えてください。資料請求と現地調査との違い、なぜそれで勝手に変えられるのか。なぜ決めるのか、それ答えてくださいよ、まず。まだ諮る前に答えてください、委員長。

委員長 いいですよ、今……

金澤委員 答えてくださいよ。

委員長 ちょっと待ってくださいよ。

金澤委員 私が聞いているのだから。

委員長 皆さんの意見も聞かなくては……

金澤委員 先に聞いているのだから、答えてください。

委員長 私の答えはそういうことでやったわけです。

金澤委員 答えていないではないですか。

委員長 いや、答えていますよ。

金澤委員 答えていないではないですか。

委員長 だから、いいですよ。

金澤委員 資料請求と現地調査はなぜ事前に決めて、審議の前に決めて行っているわけでしょうというの。なぜ参考人は、時間の都合もあるから事前にみんなで諮って参考人を呼ぶことに決めたと、それでなぜそうやってひっくり返せるのですかと、それを聞いているのです。

委員長 ちょっと待ってください。

〔(ちょっと私) という人あり〕

金澤委員 私聞いているから、先に、待ってください。待ってください。答えてください、委員長。

齋藤委員 ちょっと私のこの資料からちょっと説明したいと思っているのですけれども……

金澤委員 私、委員長に聞いているのよ。

齋藤委員 それが間違えていたら……

金澤委員 私委員長に、齋藤さんに聞いてないのよ。齋藤さんに聞いてないのよ。私委員長に聞いているの。

委員長 では、答えます。参考人の招致に対しては、109条ですか、その辺を皆さんが賛成したと理解はしています。呼ぶことに対して、しかしながら審議をしないうちに参考人を呼ぶ自体がこれはおかしいなということを感じているわけですよ。皆さんはどう思っているのかわかりませんよ。私はそう思いましたので、そうやっています。ですから、それが答えとして今言わせていただきました。

金澤委員 答えになっていないです。

委員長 いや、答えになって……

金澤委員 資料請求と現地調査ってなぜ審議する前に行くのですか、では。それを言っているのです。その違いを言ってくださいよ。答えていないです、その部分。きょうだって審議している前に現地調査行っているではないですか。なぜ審議もしないのに現地調査行くのですか、では。審議して、これ実態はどうなっているか、この工事、実態はどういうふうに工事できたのかねって行って、では黒須見に行くのだったらわかりますよ、エレベーター見に行くのだったらわかりますよ。見に行っているではないですか、審議しない前に。それはみんなが必要だと思って、審議して決を決めたからでしょう、前回。参考人だって同じではないですか、どこが違うのですか、それに答えてくださいよ、まず。

委員長 答えは同じことになりますけれども……

金澤委員 違います、ちゃんとその答えてください。

委員長 ちょっと待って、参考人というのは金澤委員はどう思っているのかはわかりませんが

も、参考人というのは外部から来ていただくわけですよ、外部から、まずね。そういうことからいきますと、その審議をした時点で、むしろ、私で答えてしまっていていいかわかりませんが、その審議のときに何か疑義を感じてどうしても呼ぶのだっていうことになれば、新たに日を改めて呼んでもらってもちっともおかしくない状況だと私は思っています。

ですから、今回の関係は、その審議をしていただいて、初めてそこで参考人を招致したいということをお皆さんの中でやったほうがいいのではないですか、あるいはそれはやらなくたっていいのではないですか、行政の関係で済んでいくわけですからということになれば、その時点で検討してやっていただくと、そういうことで私は思っていますので……

金澤委員 全然答えていないのではないですか、私の聞いていることに。なぜ、ではきょう現地調査を事前に決めて、審議の前に決めて行ったのですかということに答えてくださいよ。答えてくださいよ、私の聞いていることに、ひっくり返そうというのだったら。答えてくださいよ、まず。

委員長 いいです、いいです。

いろいろ検討したわけですが、私なりに考えたわけですが、常任委員会あるいは特別委員会等々は、事務に関する調査または審査のため必要があると認めたときに参考人の出頭を求め意見を聞くことができるということなのですね。ですから、この間の22日の委員会に対しては、参考人を呼ぶことに対しては皆さん賛成をしたと理解をしているわけで、あとは審査をしていただいて、お願いすると、市の事務を調査、審査する過程で、市執行部の説明だけでは市の事務を十分審査できないと判断し、この市の事務に関して、第三者、参考人ですね。その意見を聞く必要があると認めて参考人の出頭を求めると、そういうことですので、まずは審査をしていただいてやっていただくと、それが参考人招致の関係では流れの中でいくことだと私は思っています。

今金澤委員が答えていないということが言っていますが、委員の中でも意見がありましたら言ってください。

齋藤委員 私のほうは、この地方自治法の109条の第6項の中で、私の判断ですよ。第110条は特別委員会に準用するということなのですよ。常任委員会、特別委員会は、当該地方公共団体の事務に関する調査または審査のため必要があると認めたとき、参考人の出頭を求めその意見を聞くことができる、今ね。例えば例を言いますと、市の事務を調査、審査する過程で、市執行部の説明だけでは、市の執行部はもう帰りましたけれども、市の事務を十分審査できないと判断し、その市の事務に関して第三者、参考人ですよ、の意見を聞く必要があると認めて、参考人の出頭を求めるときなどが該当する。参考人には、あくまでも市の事務に関しての意見を求めることになる。こういうことが書いてあるのですよ。だから、本来の手順ね、本来の手順からいきますと、市の事務の調査、次に審査、それから執行部の説明、それから

参考人の意見が必要な案件、参考人、日時、場所の特定、委員長から議長に参考人出席要求書、議長が参考人に出席要請という手順なのですね。これの今の地方自治法の第109条の第6項……

金澤委員 いいですか。では、事前調査との違いはわかりますか、では。現地調査だって、審議の上、本来ですよ、わからなかった、現場見なければわからないねということが出てきたら現場調査する、それは同じ流れでしょう。

〔(それはやっていますね) という人あり〕

金澤委員 同じ流れでしょうというの。きょうだって、現地調査行っているわけですよ。審議していないではないですか、一切。審議の上、現地調査行っているのではないですよ。参考人だってそうやって地方自治法に書いてあるの、私も知っています、読みました、前回、この間読みましたよ。ただ、それはあくまでも基本ルールであって、日程が通年国会のようにしっかり時間がとっていればいいですよ。入間市みたいに10月中には終わらせなければいけないわけでしょう。だから、現地調査だって審議の前に前倒しで決めて行くのではないですか。それと同じですよ。だから、それについて、その違いがあるというのだったら、それを答えてくださいよ。

齋藤委員 きょうのこの現地調査というのは、あらかじめ4点に絞りましたよね。絞りましたね、きょうね。きょう現地調査皆さん同意のもとに行っていますよね。だけれども、シルバー人材センターのことについては、今のその現地調査だとかそういう資料請求とか、そういうのが出ていないではないですか。

〔(はあ、何ですか) という人あり〕

齋藤委員 シルバー人材センターのその例えば何を、金澤委員が何をシルバー人材センターに求めているのかちょっとわかりませんが、その辺ちょっと説明まずしていただけますか。

〔(委員長、いいですか) という人あり〕

委員長 ちょっと待ってください。

〔(聞いてるんだからいいじゃないですか) という人あり〕

委員長 ちょっと……

〔(いいですか) という人あり〕

委員長 ちょっと待って。これどうする、協議会にするか。どうします。

〔(ちゃんと残してください、記録、また協議会だと困るから) という人あり〕

委員長 続けてしまいますか。事務局、どう。続けてしまってよろしいですか。では、続けましょう。

金澤委員 今ね、シルバー人材センターについて聞くって言ったけれども、前回説明を私一切しない

で、呼びたいですよ、皆さんいいですかって聞いたわけではないのですよ。覚えていますか。覚えていないのですか。でも、賛成されたのですよ。賛成をされました。全員一致で賛成されました。それは、その人によって理解の程度は違うでしょう、それは違うでしょう。深い、浅いあるかもしれないけれども、賛成をして決をとったのですよ、法定委員会で。その重みをわかっていますか、だって。だから、いや、説明しろというのならもう一回説明しますよ。説明しますけれども、でも自分が決をとって、挙手をね、判断をしたことに対するまず自覚は持っていただいた上で、私は説明をしますから。もう一回言いますよ、だって聞いたのだから答えますよ。

齋藤委員 私が申し上げていることは、地方自治法第109条第6項についてのことを言っていて、その中の内容からして、本来の手順ということを行っているのですよ。だけれども、ちょっと話が先に進んでしまったから、どういう、では今シルバー人材センターに対するどういう思いがあるのですかということで、ちょっと言ってしまいましたけれども、本当から言ったらそこまで私は言わなくてもいい、この今の市の本来の手順ね、そこを今申し上げたいというか、それをまず今言ったように、この調査、審査なのですよね。それを今委員長のほうに私は言っているのであって、ちょっと今先走ってしまって、金澤委員がシルバー人材センターにどういう思いがあって、その人たちを招致する……

〔(言ってくださいって言ったじゃない) と言う人あり〕

齋藤委員 だから、いや私は、シルバー人材センターというものをその招致したときに、シルバー人材センターに問題があるのであって、我々が質問ができるかできないのかということも、私もこれちょっと読ませてもらったのですよ。そうしましたら、どうも違うと。ちょっと事務局のほうへ、その辺の説明してもらったほうがいいですかね。

委員長 今齋藤委員、そこでストップしてください。

今事務局の説明を欲しいという意見があったのですが、事務局できますか。

〔(何についてでしょう) と言う人あり〕

齋藤委員 このシルバー人材センターの招致についてのその手順というのがありますね。

議会事務局長 参考人の招致につきましては、私どもで理解している、過去にもそういうことはあったわけですがけれども、理解しているやり方というのは、今申しあげましたように、審議の過程で呼ぼうという話になりまして、事務局のほうで連絡をとりまして、参考人に来ていただいたと、そういう流れだったと思います。最初から呼ぶことを決めたということは、過去はなかったと思います。以上です。

金澤委員 いいですか。今の事務局の説明は、一部正しいのですけれども、事実は正確に伝えていないですよ。局長。というのはどういうことかということ、前回最後に呼んだのは、行財政改革特別委員会というのを議会で設けて、その中でいろんな行革、市の執行のいろんな政策に

ついて、事業についてやっていったわけです、一つ一つ。その中で補助金の適正化という分類があって、では補助金の分類の中で金額の大きいものをピックアップしたときに、当時シルバー人材センターと勤労者福祉サービスセンターというのが1,000万円台で大きかった。だから、これについては、今後どうするのかということを知かなければいけないねということがもうテーマが最初にあったから、だからその時点で審議で呼んだというよりは、もうテーマがあったから呼んだのですよ。だけれども、決算特別委員会で過去にそういう例がありましたか、審議の上呼んだという、ありましたか、局長。なかったですよ。だから、言っていることは事実なのだけれども、今回の例にきちんと当てはまるかどうかは全くの別問題ですから、それは誤解しないでいただきたいと思います。

横田委員 今ちょっといろいろ聞いていまして、行革のほうで呼ばれたということだったですよ。行革というのは、委員会の中の目的がその補助金というのはあったから、参考人招致というのは、いいのかちょっとわからないですけども、そういうこともあったのかなと思うのです。決算の場合というのは、決算に対する執行部のほう、この行動ですね、執行部がやっていることに対して決算委員会はいろいろ質疑をしていくわけですよ、目的としては。と思うのですよ。となると、執行部のほうに質疑して、その時点でやっぱり答えられなかったのに対して参考人招致という形がやっぱり手順になってくるのかなということで、また決算は決算でまた別なのではないかなというふうに私は思うのですけれども……。

金澤委員 私自身が言っているのは、別にきょう決めなくたっていいのですよ、手順をね。要するにだれを呼ぶかとか、いつ呼ぶかとか、それについてきょう決めなくたって構わないのですよ、いいのですよ。だから、17日の所管に、都市経の所管の中で、商工課の中で呼ぶわけですよ。その中で審議して、ではこれは市の考えている内容と実際の現場とのずれがあるねと、執行部の言っていることだけうのみにしては、現場の本当のことがわからないねという話になりました。では、それから17日にそういう話になって、それから決めるといったって、さらに時間かかるわけでしょう。相手が都合が悪い、月末になったら都合が悪いとなったらどうするのですか、では。これ締めないまま11月ずっと送るのですか、これ、送れないでしょう、だって。だから、審議の上、不明な点が出てきたら呼ぶというのはわかりますと言っているのですよ、そのやり方は。それはわかった上で、通年国会ではない、国会とは違う、入間市議会の場合は11月中に締めなければいけないから、だから日程がある程度けつが決まっているので、今の、前回の22日のときに決めて、みんなで決めて、都市経の所管に合わせて同時並行で呼ばないと、実際問題相手があることだからなおさら、間に合わないから、私は前回言わせていただいたのですよ。だから、きょう決めたくないというのだったら決めなくていいですよ。でも、その後実際日程的に困るでしょう。考えてみてくださいよ、日程を逆算して。だから、私お願いしているのですよ。

小島委員 日程のこともよく、金澤委員の言っていることもわかります。ただ、今までやっぱり執行部なんかはこちらから質疑をして、それに対して答えが返ってきて、それに対してまた何回質疑応答するではないですか。その後にはわからないことがあって、どうしても私のほうもちょっとこの間のこの109条というものの自体がよくわからなかったもので、賛成したのですけれども、やっぱり答えは、その質疑応答で執行部が答えられない以上のものがあれば参考人の方を呼んでやる分には、私も構わないと思うのですけれども、最初からやはりどういうことを聞くのかということに対しても、ちょっと私もそれ内容的に聞いていなかったもので、申しわけなかったと思うのですけれども、できたらその日程の件もあると思いますけれども、これだけ別にほかに日にちを延ばすというようなことはなかなか難しいと思いますけれども、できればやはりその系統をとっていただいて、それに対して順番どおり行ってもらいたいと思いますので、今回はそういう意見です。

関谷委員 地方自治法云々とか参考人招致と現地調査の違いとか、それはとりあえず置いておくとして、前回のときに協議会を閉じた後に私は、もうこれは決定したような記憶があるのですが、もしも決定したとすると、決定したことをもう一度審議することはできないということになっているかと思うのですが、いかがでしょうか。

委員長 今……

〔(一事不再議ということ) と言う人あり〕

委員長 事務局のほうでその内容を説明させていただきますので、よろしいですか。

〔(一事不再議ですか) と言う人あり〕

委員長 いや、そうでなく、どうしてここで問題になっているということは、今関谷委員が言ったことと、私の考えもそうですけれども、ほかの委員の方も言われたとおり、参考人を呼ぶことに対しては賛成をしたという、当初から言っているわけですから、その時点で呼ぶことになったら、それは呼んでもらえばいい……

〔(それは詭弁ですよ) と言う人あり〕

委員長 いいですという話を……

〔(詭弁です) と言う人あり〕

委員長 やっているわけですから……

〔(詭弁です) と言う人あり〕

委員長 いや、全然詭弁でも何でもありません。

〔(それは詭弁ですよ、委員長、悪いけど) と言う人あり〕

委員長 これルールですよ。

〔(詭弁です) と言う人あり〕

委員長 ルールです。

〔(詭弁ですよ) と言う人あり〕

委員長 いや、ルールなの。ですから、そういう関係からいって、事務局でもう一回よくはっきり
……

〔(ちょっと待って、今、おかしいです。ちょっといいですか) と
言う人あり〕

委員長 用意して。

金澤委員 いいですか、委員長。委員長ね、委員長とけんかするつもりないけれども、決まったことをひっくり返そうという、そこに理屈がないから私これ今言っているのですよ。筋道立っていないから。これね、あのとき、ではみんなが一応呼ぶことだけは決めたいけれども、いつ呼ぶかわからないとあって、そんな決め方ではなかったではないですか。シルバー人材センターを呼ぶに当たって、あくまでも市の補助金の執行そのものだって市の事業ですから、補助金の金額の決定そのものについてだって、実際に現場で今高齢者が就労が本当にどんどん首切られて厳しくて、ところが市の決算報告書には、数パーセントの程度の軽減しかないですよと、実態と全く違うことを書いてあるから、市の認識と現場の認識違うねと、それで現場の声聞かなくてはわからないということで私は参考人を皆さんにお願いしたのではないですか。

齋藤委員 今金澤委員のおっしゃったこと、わかっているつもりというのではないのですけれども、ちょっと議会事務局のほうのその参考人招致というものは、例えば委員がどの辺まで相手に対して言えることができるのか、それともなければ、委員としてはそういう参考人招致をしたから、国会ではありませんけれども、我々がその参考人に対してどれほどのことが言えるのかとか、言えるのか言えないのか、また委員としてやるべきことは何なのか、ちょっとその辺局長のほうでちょっと説明していただきたいのですけれども……。

永澤委員 ちょっと待ってください。今の関谷委員の話にまずちょっと答えていただいて、1回決定したことが何でここでまた今よくわからないのですけれども、審議されているのかをまずちょっとそこを知りたいのですけれども、そこの答えに全く答えないでかわってほしくないのですが……。一つ答えていただきたいと思う。でないと、これから今後、決定いたしましたと、そしてまたちょっとおかしいなと、後から考えたらおかしいなと思ったからもう一回審議しますというふうになれば、決算特別委員会の決定というのは何だったのかという話になってしまうので、何で今これがこのように持ち上がっているのか、まずそこを、どうして、それできるのかということをお願いしたいです。

議会事務局長 一事不再議のお話かと思えますけれども、これはよく、今回の件がありましたので、よく調べてみましたら、委員会については審査員が当然その禁止されている条項はありません。なぜかといいますと、委員会についてはそれほど厳密に一事不再議について適用しない、

ある意味緩やかな運営ができるようになってきているということです。

ただし、では何回も何回も同じことやっていいのかとか、そういうこともありますので、基本的には不文律的なルールとしては、なるべくそういうことは避けようということのようですけれども、だからといって、では今まで決めたことを全く白紙撤回して、それは違反かという、そうではないわけですね。実際のその運用としては、そういった委員会で1回決定したことも、後になってまずければ少し訂正してもいいし、まるっきり白紙で審査やり直しということも可能だということです。そういうふうに調べたところになっておりました。

以上です。

委員長 よろしいですか。

石田委員 1つは、やっぱり委員長の進め方がちょっと問題のような私は感じがするのですね。少なくとも参考人招致はすることは決めたわけですね。それをどう具体化するかということで、新しい意見を出してもらえませんかという話になってくるのではないですか。その中でだれがこういう意見出した、こういう意見出したので、ではどうしましょうかという論議していかないと、これ進んでいかないと思うのですね。

気になるのは、金澤委員が呼ぶ時間はどうかこうとかと、それもまだ具体的に全然論議はされていないし、だからその呼び方としてどういう形でやるのかね。それはもちろん相手の都合もあるから、都市経済のやる日がちょうど相手が都合がいいのかさ、あるいはそれと別個になって、例えば特別委員会の日にやるか、水道の企業会計のときにやるか、どこかでやるという形をとるならとるという方法で、具体的に論議していくということのほうが必要なのではないかな。呼ぶことは少なくとも決めたわけです。

齋藤委員 私もね、よろしいですか、いいですか。今同じでね、別に反対しているわけではないのですよ。そうではなくて、私の自分の調べた中で、参考人招致というのが、私は何でも言って聞けるものだとばかり思ったら、どうもそうではないみたいな、その辺をだから事務局のほうでちょっと説明してもらえないか、関谷委員の話もあったのですけれども、まずその辺を自分自身が理解しないと、参考人招致というものをどのような形で呼ぶのかというのが、私自身の考えでは、てっきり国会みたく何でも参考人に対してこっちの知らないことを説明求められるのかと思っていたのですよ。でも、この文章の中からはいくと、どうもそうでもないみたいなことがあったので、一応事務局のほうでもし知っていたら、その辺を説明してもらいたいと、そういうことなのです。それが大事だと思いますよ。だって、むやみに参考人呼んで、できないことも呼んだってしょうがないでしょう。

〔(皆さん知ってますよ、それぐらい) と言う人あり〕

齋藤委員 いやいや、私知らないのですよ。

金澤委員 補助金の執行ね、市からは補助金が出ているから、補助金の使い道、補助金のあり方とか、

そこいらについてしか聞かない。シルバー人材センターの運用状況とか、中の給料体系とか、そういうことについては聞けませんと、補助金について聞くのですよ。だから、私はそれしか言っていないではないですか、私だって。

齋藤委員 そうしますと、金澤委員としては、その参考人に対して補助金に対してそういう質問するのですか。そうではないの。その辺ちょっと意味がわからないのだけれども……。

委員長 ちょっと待ってください。そこまで入らないうちに、今石田委員の言われたように、この参考人を呼ぶこと自体は賛成をしているわけですから、私としては審議をしていただいて、そして呼ぶことがどうしても必要であるならば、それを呼んでいただく。あるいはもう審議が議了したのではないですかというような方向であるならば、あえてシルバー人材センターの方に来てもらわなくても済むわけですから、そんな方向で進めていただきたいと思います。その辺で討議をしていただきたいと思います。討議というか、意見を出してほしい。

石田委員 参考人を呼ぶことは決めたわけですね。参考人に今度は何を質問するかというね、これ基本的な問題点は、いずれにしても事前に通告するようでしょう、相手の方に。それなしでいきなり、ただ来て説明してくれというだけでは済まないですね。少なくとも、これとこれについては基本的に参考人からお話を聞きたいと、ではこのことについて説明に来てほしいと、そこを具体的にやっていくこと、それはそれで、そういったものを計画していく中で、ではいつやるかという話はまだ全然決めていないという段階ではないのかなと思うのですけれども……。

委員長 今石田委員の話、私もそう考えるといいですか、やはり審議をしていただいて、その時点です。シルバーということは労働費ですか、商工課の。そういう関係でいきますと、そこで審議をしていただいて、どうしても呼ばなければだめだとか、その時点でこういうものを審議するのだ、こういうものを審議するのだということでやっていただいて、審議をしていただいて、どうしてもそこで参考人を呼ばなくてはならないとなったら呼んでもらって、参考人をあえて呼ばなくてもいいのではないですかということになれば、参考人呼ばなくてもいいわけですから、そんな状態をとっていただきたいなという感じを持っているのです。参考人呼ぶ枠は賛成してあるわけですから。

永澤委員 現実に、いいですか、今石田委員の意見と委員長の意見は全く違うと思います。参考人招致は決まっているから、質問事項を今後考えていって、その通告を出して、いつ呼ぶかをこれから審議したらいいのではないですかというお話に、今委員長のほうは、呼ぶか呼ばないかの、もうそこからの話になっているので、全く違いますよね、今話は。

〔(話違うんです) と言う人あり〕

委員長 私は、参考人を呼ぶことにはみんな、皆さんが賛成しているわけですから、いいわけですよ。しかしながら、その商工課の中の今シルバーという話が出ましたので、シルバーの関係

の話を見せて……

〔(そんなやり方じゃやっていけないですよ) という人あり〕

委員長 話をしているのですけれども、そのシルバーの関係を議論していただいて、どうしてもそれが参考人を呼ばなければだめだということになったら、それは呼んでもらってやってもらう、それでいいではないですか。

〔何事か言う人あり〕

委員長 それが、私はそのほうがいいと思うのです。

石田委員 少なくとも参考人呼ぶことは決めたわけですよ。

委員長 決めたの。

石田委員 決めたことをね、もし変えるのだったら、ではこれを変えたいという提案がないとき、提案も何もありません、決めたということだけなのです。だから、問題は今それを具体化して、どういう項目でどういう質問するかということね、少なくとも基本的な質問については組み立てないといけないと思うのですよ。それを持って参考人のところへお願いに行き、参考人が答えてくれるかどうかという話になってくると思うのですよ。

〔(いいですか) という人あり〕

委員長 ちょっと待ってください。今石田委員から話があったこと、私の思っていることと正反対の話ということで、全く正反対かもしれません。

私は、審議した結果、呼ばなくてはならないのなら、呼ぶことには枠ができていますから、いつだって呼べるわけですから、そういうことだということなのですが、私の意見が我を張っているような状態でいくのであるならば、今石田委員の何か具体的にこういうことで、もしくはその問題が起きたら呼ぶのだということであるならば、どうなのですか。違う。

石田委員 問題が起きたらではなくて、既に呼ぶことは決めたのですよ。

委員長 いや、だから呼ぶことには枠はできているわけなのです。

石田委員 そうです。それをね……

委員長 枠ができています。枠ができていますから……

石田委員 それを具体的に……

委員長 その時点で……

石田委員 それを具体的に、質問項目を組み立ててみて、それが本当に呼ぶことにふさわしいかどうかと、それはなってくるかもしれませんが、それはそのときにそういう意見が出てくれば、そこでまた論議するしかないと思うのですよ。だから、いずれにしろ今呼ぶということ前提に全部具体化していくということですよ。

〔(いいですか、はい。同じことなんです。石田さんに関連してい

るから) と言う人あり]

委員長 ちょっと待ってください。

〔(石田さんの言っていることと関連しているから) と言う人あり]

委員長 ちょっと待ってください。

小出委員 この間決めたことを変えようとしているわけですよね、呼ばないということにしよう和金
子委員長は思っているわけでしょう。その辺がちょっと根拠がよくわからないのです、私は。
この間決めたのだから……

〔(そんなの執行部に頼まれたんでしょ) と言う人あり]

小出委員 決めたということなのだから、だからそこはちょっと明確にならないと、進まないと思う
のですよね。やり合うだけで、何も。

委員長 呼ばないことにしようと言っていることではないのです。枠はできているのですから、も
う呼ぶことに対して。しかしながら、私が今まで言っているのは、その時点で必要であれば
呼んで、日にちを改めて決めたいいいのではないですかという気持ちを持っているわけ
ですけども、今石田委員のほうからは、具体的にどうだから呼びたいのだからという話を出せ
という、それでないと話が進んでいかない、わかるのですよ、それ。しかしながら、そこま
で、何というのですかね、もっとその場所で議論をしていただいて、そしてどうしても呼ば
なくてはならないということになったら、やっぱりそれで来ていただく。いいではないです
か、日程をその日に、17日の都市経済の日でなくたっていいわけですから、間に合わなけれ
ば、新たにとつたって。それは問題が起きたということだとればいいわけですから、です
から今の具体的なという話になってくるとですね、そんな話ではなく、今石田委員の言うよ
うな状態になるのですが、私は、どうも我張るようで申しわけないですけども、そこで問題
が起きたらね、呼ぶことの枠はできているわけですから、いつだって……

〔(もう話はいいですよ、はい、いいですか。はい、委員長) と言
う人あり]

金澤委員 委員長、悪いけれどもね、委員会で決定して決をとって決めたことを委員長の個人的な思
惑で変えるのはやめてください。今後は、この特別委員会が進まなくなりますから。委員長
としてこれ重大な今判断のところですよ。まず、それだけは絶対にやめてください。委員
会で決定したことですから、それだけはひとつくぎ刺しておきます。

あともう一つ、悪いけれども、委員長、実際のところ正直なところを言うと、前回決めて、
その後1回もめましたよね。内々にもめましたよね。話し合っ、最終的に納得していただ
いて、私がつくったシルバー人材センターを招致する具体的な招致の文章までつくってお見
せして、これでいこうって言ったのは委員長ですよ。委員長認めますよね、それはね。事
務局にも渡していますよね、それ。この方向で呼んでくれって委員長おっしゃいましたよね。

委員長 ちょっと待ってください。

金澤委員 議長控室で……

委員長 ちょっと待ってください。

金澤委員 言いましたよ。

委員長 ちょっと待ってください。

金澤委員 それも含めて全部ひっくり返そうというのですか。徹底的にやりますよ、だったら。事務局、出したもの出してくださいよ。渡してあるでしょう。

委員長 金澤委員、ちょっと私の話を聞いてください。

金澤委員 渡してあるもの、まず出して……

委員長 ちょっと話を聞いてください。

金澤委員 委員長が人の話聞かないで全部ひっくり返そうとするからではないですか。

委員長 いや、ちょっと待ってください。

金澤委員 出してくださいよ。

委員長 今のね……

金澤委員 私に返してくださいよ、では。私が出した文章ですから、返してください、では。

委員長 では、確かに金澤議員からこういうふうなものを出したいとかやりたいとかという話が出ていました。しかしながら、私はそれでいいですよという返事をした覚えはございません。

金澤委員 いいですよって、議長に出すって言ったではないですか、うそ言いましたか、では。

委員長 うそだって何だって構いません。私は……

金澤委員 私がうそ言っていると言っているのですか、では。

委員長 いや、うそではない。出したことには間違いなく出している。

金澤委員 これでいいって、事務局つけて、これで議長に渡すって言ったではないですか。

〔(不毛だと思うんですけど) と言う人あり〕

委員長 2人きりになってしまっって申しわけありませんが、ちょっとおかしいです。それはね、私が了解したわけではありませんので、それだけははっきりしておきます。

〔(えっ) と言う人あり〕

委員長 私が了解したのならば……

金澤委員 これでいいから、事務局にこれで進めると、これで議長に出すって言ったではないですか。

委員長 そんなことは言った覚えはありません。

金澤委員 言ったではないですか。

委員長 言った覚えありません。それだけは……

〔(こういうのはどうやっておさめるんですか。もうちょっと大人の会話としてちゃんと進めないともまずいですよ) と言う人あり〕

委員長 わかりました。

では、そういうことで、ちょっと待ってください。石田委員の話のほうで進めさせていた
だきたいと思いますので……

石田委員 いずれにしろ、委員長はやっぱり委員長としての立場でやらないとだめだよ。そういう意
見があるのだったら、ほかの人が言わないと。ほかの人が提案してどうなのかという話にな
ってこないと、委員長が自分の意見言ってしまうとき、やっぱり中立的な委員長ではなくな
ってしまいますから。

委員長 大変失礼いたしました。つかつかつかかしまして、まことに申しわけありません。もと
に戻して、冷静になりまして、今の石田委員の意見、皆さんから何かございますか。

金澤委員 済みません。今石田委員の趣旨は、具体的な内容とかだれを呼ぶかとか、そういう具体的
な内容に移るべきだという意見であると私は理解しました。それは事前に委員長にお渡しし
ていますし、事務局にも渡っています。それは了解が得ています。これは間違いなく、今し
らを切りますけれども、そんなことなかったって言いますけれども、渡しています。それを
今この場で皆さんにお配りしてください。

〔(それはいいんじゃない、配ってもらっても) という人あり〕

委員長 どうですか、皆さん。

〔(その結果で判断すれば) (いいですよ) という人あり〕

関谷委員 配っていただかないと何について聞きたいのかとか具体的にわからないので、配っていた
だいたほうがよろしいかと思いますが、はい。

委員長 よろしいですか。

〔(いいです) という人あり〕

委員長 そういうことであるならば、金澤議員が提出をした書類ですか、それを出していただけま
すか。

〔(ちょっとお時間いただいて) という人あり〕

委員長 少し時間ください。

〔(暫時休憩してください) という人あり〕

委員長 休憩をいたします。

午後 3時47分 休憩

午後 4時00分 再開

委員長 再開いたします。

ご協議いただいて、これをどうするか、どういう方向で持っていくか、今の関係から言い
ますと、具体的にということですので、具体的に話してください。

石田委員 私は、今これ見させてもらったのですけれども、正直言って、組織について、現在の運営状況、予算、決算、事業内容、これについて何で聞く必要があるのかなということで、本来的にはこの3番の市からの補助金について、その使い道、そういったもので何かまずい点があるのではないかと、こちらの希望と違ってね。違うような使い方されているという何かのそういった問題があって呼ぶのだというのが本来のこの参考人を呼ぶということではないかなと思います。ちょっとこれだけでは、もうちょっと中身がね、市からの補助金についてというだけではね、正直言って中身もうちょっと欲しいですね、どういう内容なのか。

金澤委員 これつくったの私ですから、いいですか。それで、確かにおっしゃることはわかるのですよ。特に決算特別委員会は③だというのはわかるのですけれども、実際問題、シルバー人材センターについて、認識の差があると思うのですよ。よくわかっている方とまだご存じない方、ただ単におじいちゃん、おばあちゃんが集まっているだけだと思っている方もいらっしゃるだろうし、だからまずそれについて、補助金が適正かどうか判断するには、まずシルバー人材センターそのものを知らない、ある程度の共通の理解、知識がないと判断できませんよね。そういう意味で①と②については書かせていただいたのですけれども、皆さんが十分よく知っているということであれば、①、②は必要ないのではないのですか。

なおかつ③についても、市からの補助金についてなのですから、これは行財政改革特別委員会のときの招致の文章を参考にしまして、そのときもこれぐらいの書き方だったのですね。それで、私はそれに準じて書かせていただきました。

つけ加えさせていただくと、下に臨時決算特別委員会第2回、10月6日って書いてありますよね。これは9月の二十五、六日ごろにいつ呼ぼうかという話をして、9月末がだめだから、では10月6日、都市経の終わった後でもいけるねということで、それで書かせた文章なので、こういうふうな日付が入っているということでご理解ください。

石田委員 私は、市からの補助金のあり方という問題の中で、その補助金の使われ方ね、ここに問題がもしないのだったら、単なる不足しているという話とかね、実際の運営状況とかそういうものを見た中で、実態の補助としての役割を余り果たしていない、もっと補助をそれはふやさなくてはならないと、そういう形のものだけであったならば、私は参考人としては必要ないのではないかと、それはむしろ保育所だとか幼稚園なんかでも出てきますよね、いろいろ要請が、それと同じで、実際にこのシルバー人材センターのほうから実情を訴えた文章なり、あるいは説明したいということだったらまだわかるのですけれども、そういったことで、この参考人として招致までは、そこまでの内容だったら必要ないのではないかなと思います。

むしろだから、補助金の使われ方でちょっと違法性があるのではないとか、市のほうの出している補助金の支出と違うのではないとか、こういった問題がない限り、参考人とし

て呼ぶのはちょっと行き過ぎのような感じがします。私は、何かそういった問題を金澤議員がつかんでいるのかなと思ったのですけれども……。

委員長 今の関係、今石田議員のほうからはそういう話で、ほかにございますか。

小島委員 ちょっと石田議員と似ているかもしれないですけれども、この市からの補助金についてということがどうも大分金澤議員のほうからも中心的になるのと思うのですけれども、これから公益法人にするのか社団にするのかというのを11月以降、来年までに決めなくてはいけない問題が出てくると思うのですよ。それによってはこの補助金のあり方も全然変わってくるのだと思うし、そうなりますと、シルバー人材センターがどういう方向で行くかということがまずそのことを聞かなくてはわからないと思うのです。シルバーに聞く前に、例えばもう来年以降始めるとなれば、担当の課のほうの部長のほうに、こういうふうに向かっている方向を持っていますよというようなことをシルバーのほうからお話があれば、まずそれを執行部のほうから聞いて、それでも話がわからなければ、参考人として呼ぶにはいいと思うのですけれども、まず、時間がかかるかもしれません。大変失礼なことになるかもしれませんが、その辺のあり方を聞いてからでも遅くはないのではないかなと思うのですけれども……。

横田委員 同じこと、さっきも同じような感じだと思うのですけれども、自治体の事務の内容、執行部の内容についてしか決算特別委員会としては聞く権限がないというように私は理解しているのですけれども、となると、やっぱりこの市の補助金、石田委員もおっしゃられたけれども、その補助金の使われ方がどうか、おかしいというのが出た時点でないと、なかなか呼べないのかなということで、それは話してみないとちょっとわからないのではないのかなというふうに私は思います。

関谷委員 決算なので、今後のことはちょっと置いておくとして、現時点で、私自身が何が聞きたいとか、そういうものは現時点ではありませんけれども、一人でも聞きたい方がいらっしゃるのだんならば、きっと今口に出さないけれども、何かもっと細かいことがあるのでしょうか、一人でもいらっしゃるのだんならば、私は参考人呼んでいいと思います。向こうにはもちろん断る権利もあるわけですし、呼んではいいのかなと思います。

金澤委員 まず、ちょっと小島さんのほうで、公益法人、一般社団法人の話ありましたけれども、もう公益法人決まっていますので、それは市の環境経済部長のほうも了解の上、公益法人になることが決まっていますから、その点をご理解いただけたらと思います。

小島委員 そうしますと、僕もちょっと公益法人のこと詳しいことはわからないので、ちょっと公益に関する書物読まなくてはわからないのですけれども、補助金等の問題もやはりこの部分でかかわって出てくると思うのですよ。そうしますと、市の執行部のほうからも考え方として、こういうことがあるということは、ある程度今金澤議員がおっしゃったことを考えれば、ある程度の進め方というのは考えがあると思うのです。まずそれを聞いて、それでも納得でき

なければ、参考人を呼ぶ場合には構わないと思うのですけれども、まず17日の日には、やはり執行部のほうに質疑をして、そのことに関して答えをいただいと、さっきから言っているように失礼かもしれませんが、時間がまた延びてしまうかもしれませんが、そういう段取りをしていったほうがやはりこれから先もお互いの溝が深まるというか、狭まるような気がしますので、その辺はご理解いただいて、譲歩していただきたいと思うのですけれども……。

永澤委員 先ほどからちょっと伺わせていただいていて、恐らく商工課の方にそのシルバー人材センターの補助金の使い方を幾ら伺ったとしても、適正に補助金を支出していますと、そして適正な使われ方をしていますということで、絶対に問題は出てこないし、恐らく聞けばそれ以上のことは出てこないと思います。

今回、金澤委員が先ほどから皆さんにおっしゃっていることを伺っていると、やはり商工課の考えているシルバー人材センターへの考え方と、シルバー人材センターが高齢者のいろんなその福祉とかも含めてこれからやっていこうとしている考え方が乖離があると思われるから、両方並べてお聞きしたいということがまずあるのではないかなって思うのですね。ということは、やはりその問題、補助金が、やはりその補助金についてということで、どういふふう聞くかわからないけれども、お互いの意見、お互いを聞きたいというお気持ちがあるのであれば、一度きちっと皆さんの中で議決されたことでありますし、このシルバー人材センターの方に参考人として来ていただいけませんかということと言うことは、決して私はマイナスでもないし、相手が断ることもあります。断るかもしれないことでもあるので、今この時点で呼ぶか呼ばないかをまたここで論じて呼ぶ必要はないということは、ここで決定してしまうことよりも、まずは呼んで話をし、お互いに並べて話を聞くということがあってもいいのではないかなとは思いますが……。

小島委員 それもよくわかります。ただ、金澤議員が、私が公益法人、何にするのかと聞いたら公益法人となるということシルバーから聞いているというお話をしましたのは、私今初めて聞いたので、その辺のことをやはり……

〔(呼ばなくちゃわかんないわね) という人あり〕

小島委員 だけれども、その前に実際に相談を受けている所管の課である商工行政の課のほうでやはり話を聞いていけば、それをまず聞くのが普通ではないかなと思うのですけれども……。

議会事務局長 確認なのですけれども、参考人に聞ける範囲ということで、今補助金の使い道が適正かどうかというお話がちょっとありましたけれども、この委員会の参考人については、そこまで聞けない状況だと解釈しております。参考人に、例えば補助金を出している場合には、関連ということで、市の事務の関連ということで補助金を出している団体について意見を聞くことはできるのですけれども、その場合でもこれは100条調査権というのがありますよね。

いわゆる地方自治法の100条の調査権において、初めて関連の補助金を出している団体の関連ということで、その団体が市から出している補助金を適正に使っているかどうかを確認できると、100条調査権でもその範囲までですということなのです。ですから、今回のこの決算特別委員会は100条調査権の、いわゆる百条委員会ではございませんので、そこまでの調査はできない、調査というか、意見を聞くこともできない。つまり、市の補助金についてどうお考えになりますかというようなことはもちろん聞けるわけですが、そういう相手の補助金が適正に使われているかどうかというところまでは、ちょっと今回の決算特別委員会では聞けないというふうに思っているのです。それは、私のほうもいろいろ調べまして、100条調査権ですよ、いわゆる百条であれば関連団体、つまり補助金等を出している団体のその状況を確認できるということのようです。

委員長 意見が出尽くしたようです……

金澤委員 ちょっと一番最初の私の質問にまだ答えていただけていないのですけれども、現地調査と資料請求も審議の上わからないところがあったら資料請求する、わからないところがあったら現地に行く、そのレベルとどう違うのですかと、それについてまだ答えていただけていないのですけれども、なぜそれだけは先に決められるのですかと、審議してからでなければわかりませんと、そんな当たり前の話ですよ。でも、わかっている問題意識のある人間が委員として提案させていただいて決をとった以上、粛々とやって当たり前ではないですかということをお私まだ答えていただけていないのですけれども、委員長。

委員長 今の金澤委員の関係ですが、私のその関係をなぜ違うかということのお話なのですが、やはりこの各常任委員会の現地視察です、これを出先と言っては大変失礼……出先か、外郭団体というのですか、補助を提供している団体、そこへ何というのですか、またさきに戻ってしまいますけれども、今具体的に話が出てきましたのですが、市の補助金関係ということで出てきているわけですが、そういう関係で審議した後でやっていただくのは筋かなという感じを持っていますので……

〔(えっ) と言う人あり〕

委員長 筋かなという感じを持っていますので……

〔(その前の、その前のところ) と言う人あり〕

委員長 ですから、そういうことで理解をしていただきたいと思います。

金澤委員 何、例えばね、数年前に創和さんという障害者の施設にも行きましたよね。全くあれ入間市とは関係ない障害者の福祉施設ですよ。あそこにもやっぱり補助金を入間市経由して、国、県からの補助金を経由して行きました。そのときにもやっぱり視察行ったのですよね、創和さんにも。だから、同じことなのですよ。入間市の関連、外郭団体であろうが、何だろうが関係ないのですよ。補助金が出ている以上、その補助金の使われ方、あり方について我々は

決算特別委員会として審査するというのは当たり前の話なのです。

それはそれとして、審議の前にみんなでこれは事前にやっておくということが現地調査も含めてやっているのに、参考人を今こうやって決められないのはなぜですかと言っているのですよ。委員長、答えられない、同じだったら、では事務局に答えてくださいよ。事務局答えてくださいよ。委員長、事務局指名してくださいよ。

委員長 参考人ですね、参考人招致の関係をもうくどく言っているわけですが、私は参考人、本当にある面では重要な大役、それこそエネルギーをもうすごくそこで浪費する、そのような状況に参考人とはなるのかなという感じは持っています。ここに具体的なものが出てきているということは、補助金に対してそんなにこちら側に要旨を置いたような状況でいかないということになりますとですね、参考人をその時点でやっていただいて、先ほどから言っているとおり、必要であるならばそこで呼んでいただくと、そんなぐあいではいきたいと思えますので、その辺のところでは皆さんにご協議をいただければと思っています。

金澤委員 委員長、私の話聞いていますか。事務局に説明を求めてください。

委員長 事務局何かありますか。

議会事務局長 何の説明、今のいわゆる現地調査とか資料請求との違いということでしょうか。

委員長 それと参考人とどう違うのか。

議会事務局長 そういうことですよ。事務局の考え方といたしましては、現地調査をするという意味合いとしては、その後質疑に入ってくるわけですがけれども、説明、質疑になるわけですがけれども、質疑はですね、効果的に行われる、そのために、質疑を効果的に行うために事前に現地調査をする。また、資料請求についても同じような考え方で事前に資料を調査しまして、質疑をより効果的にするということで、参考人につきましては、いずれにしても外の、市の組織ではありませんので、現地調査にしても資料請求にしても、いずれにしても市の執行部の範囲の中で行われていることです。ただ、参考人というのは、外の、全く市とは関係ない組織から人をわざわざお呼びして、いろいろ意見を聞くということになりますと、かなりやはり制度的には違うものがあるというふうに思っております。以上です。

金澤委員 中と外は違うというけれども、さっき言ったように、全く市とは関係ない障害者の施設だって現地調査で行ってお邪魔しているではないですか。それだって事前にみんなで初日に決めて現地調査しているわけでしょう。実際に障害者のところの部分で福祉教育のところ、ここをやっぱり見なければわからないねという話になってから行くわけではないではないですか。だからこそ事前に決をとらせていただいたのでしょ、私は提案して。

今委員長がおっしゃるけれども、何度も繰り返しおっしゃるけれども、そのときになって必要だったらまた考えましょうというのでは、それは当たり前の話でね、ほかの事業だって全く同じ話でしょう。では、この間の決をとった意味はどこにあるのですか。その違いは何

なのですか、それでは。

ちょっと本当にくだいようですけども、これ今回、最近ね、保守系さんおかしいよ、本当に。何でもひっくり返すではないですか、だって。議会改革だって。どうなっているのですか。これ決算特別委員会だけの問題ではないですよ。これ会派と会派との問題ですよ、これももう、こうなってしまうと。

委員長 ちょっと待ってください。今の大変失言ですよ、金澤議員。何言っているのですか。そんなこと言ってしまっているのですか。

金澤委員 いいですよ。

委員長 とんでもないですよ。

金澤委員 いいですよ。

〔(それはちょっとここで話すことじゃないと思う) という人あり〕

委員長 そうですよ。一緒にやろうということをやっているのですから、だから議論しているのですから。何やっているのですか。

金澤委員 議論ではないではないですか、だって、委員長、悪いけれども、全部ひっくり返すではないですか、我を通そうとしているだけではないですか、委員長みずから。

石田委員 その話はお互いに外でやってくれる。

委員長 そのとおり……

石田委員 ここではなくて別のところで。

委員長 はい、わかりました。その方向でやります。

石田委員 無理だよ、これでは、結論出ないよ。少なくともスムーズに行くような状況ないから、また別に日を改めて論議したら。

委員長 今の状況でいきますと、参考人を呼ぶことの大枠はみんな賛成しているわけですから、そんな方向で行っていただくと、あとは今石田委員のほうから話がありましたとおり、具体的なものがほしいということで出したということで出てきたものは、組織、この資料からいきますと、1、2は必要ないではないか、3の市からの補助金についてということ、その関係だけでいいのではないですかということでお話が出たわけなのです。

石田委員 これは正式な文書として今出されたということで解釈していいのですか。

〔(正式な文書じゃないでしょう) という人あり〕

委員長 正式ではない。

議会事務局長 今金澤委員さんがおつくりになったという文書で、これは正式な文書という意味では事務局は考えておりません。

石田委員 では、まだ何も出ていないという発想だな。

議会事務局長 これは、だから今参考に出せというお話があったものですから、皆さんにお配りした

のですけれども、これは正式な文書でも何でもなくて、金澤委員さんのお考えということだと思います。以上です。

石田委員 そうしましたら、私は少なくともこの参考人を呼ぶことを決めたわけだから、それに基づいて、こういった、これになるのか、別になるのかわからないよ、正式な文書を事務局とやっぱり委員長でまとめて、まず提案してもらおうと、そこから次の審議に入っていきたいのですけれども……。

委員長 今、石田委員のほうから話があった、皆さん、いかがですか。

〔(賛成です) と言う人あり〕

委員長 よろしいですか。

金澤委員 いいですよ。いつやるのですか、だって。

〔(いや、あしたでも) と言う人あり〕

金澤委員 あした出るのですか、それでは。あした出すのですね。では、委員長、事務局。間違いなくあした出るのですね。委員長案というのをを出していただけるのですね。だったら、私、こんなわざわざつくらなくて済んだのですよ。

議会事務局長 ここに要請書といいますか、参考人を呼び出すためには、その意見を聞く案件、それからどういう方を参考人にするか、あるいはいつ呼び出すか、そういうことが具体的に決まりませんと文書もできませんので、それはそれが決まってからということになると思いますけれども……

〔(だから、案をつくって、案がなくちゃ論議できないじゃない)〕

と言う人あり〕

議会事務局長 案といたしましても、ただどういふ、これは議論、例えばここで、委員会の中で正式に、ではどこどこ、だれだれというふうに決まれば、その案はできますけれども……

石田委員 そんなことはないのではないの、だって呼ぶことははっきり決めたわけでしょう。だから、それに基づいてどう具体化していくかという話だから、それに基づく案をつくって、みんなで論議して、それは改正するところは改正して、直すなら直して、正式なものになってくる。あるいはそれがもしだめだという話になれば、それつぶれてしまうという話になってくるのではないの。

委員長 わかりました。そういうことですので、今の意見を聞きまして、あしたじゅうは無理だよな。13日ぐらいで大丈夫。

議会事務局長 案といたしましても、いろいろ議論あるのですけれども、その案の内容にもよりますが、後々どうしてこういう案を事務局がつくったのだということと言われることもありますので、委員会で決定したことについて、事務局では通知文なりなんなりをつくりたいと思いますけれども……。決定したことについて、委員会で決定したことについて……

石田委員 わかった。だったら、委員長につくってもらおうという話、委員長が事務局に頼めばいい話。
委員長が案つくるのは当然でしょう。

委員長 一つの今石田委員のほうから出たその市からの補助金についてということがこの中では、これ正式な文書ではないですけども、入っているということ、これならいいのではないですかということなのだけれども、その辺を、その辺について案をつくらせていただいて、それでよろしいかどうか諮らせていただきます。

よろしいですか。

齋藤委員 私もちっとその辺、すごく大枠だから……

委員長 だから、それを細かくね……

〔(もうちょっと具体的な話) と言う人あり〕

委員長 具体的に……

金澤委員 今の時点でこれ以上書けないでしょう、現実問題だって。

委員長 そんな方向でよろしいですか。

〔(どんな方向) と言う人あり〕

委員長 だから、委員長が具体的にこの今の言う、市からの補助金についての詳細をある程度細かく書いたものを皆さんに納得していただけるかいただけないか、委員長案として出させていただくということで……

石田委員 とりあえずそういう方向でしょうね。それを委員長が事務局に頼んで……いいと思います。とりあえず案でね、案として出して……

委員長 一つの案を、市からの補助金についての案ということで理解してください。

関谷委員 いいですか。でも、今のは委員長がこの市からの補助金についてのもうちょっと詳しいことを、どんなこと聞きたいかを考えてきてくださいというのだと思うのですけれども、でも特に聞きたい方は、多分金澤委員なのに、それを委員長が案として考えるって、私全く意味がわからないのですけれども……

石田委員 立場の関係だと。それは金澤委員からいろいろ意見聞いてもいいし、だれから聞いてもいいと思う。ただ、いずれにしろ委員長として、たたき台の案を出してくださいという話なのです。

齋藤委員 今の話というのは、金澤委員がやっぱりこれ参考人として呼ぶから、呼ぶからという言い方ちょっと悪いかもしれないですけども、何しろ参考人として呼び出すと、そのための……

〔(私が呼ぶんじゃないですよ、委員会が呼ぶんですよ) と言う人あり〕

齋藤委員 ですからね、委員会で呼ぶようお願いしたいということですよ、委員長に対して。だ

から、その中でこの市からの今の補助金についてという、今の関谷委員がおっしゃったように、ちょっと何かすごいでっかくなってしまふから、その辺もどうかという感じもないと、でも委員長が……

委員長 シルバー人材センターについての方向だから、いいのではないですか、それで。決めてしましましょうよ。

皆さん、そんな方向でよろしいですか。

金澤委員 いいですか、行革のときですら、あれだけ細かくやった行革のときですら、市からの補助金についてという大枠で呼んで決めているのですよ。呼ぶときにはそれぐらいの大枠でなかったら逆に縛られてしまうわけですよ、我々の委員会として。だから、これでいい、これしかないではないですか、だって、実際問題。先ほど言ったように、1と2ね、石田さんは必要ないと、確かに必要ないのですよ、決算特別委員会として。ただ、共通認識として、今小島さんもちょうどいみじくもおっしゃられたように、シルバー人材センターの状況というのがわかっている方と、まだちょっと若干意識の薄い方もいらっしゃるから、一応上げておいて、説明を、概略ね、冒頭していただくように一応心の準備とかいろいろと資料の用意もしておいていただいたほうがいいから、だからここに一応書かせていただいたのですよ。これは行革の特別委員会のときも同じです。①、②、③、正直言って行革のときと全く同じですよ、フォーマットは、フォーマット同じですよ、内容も。

委員長 1点、2点、3点をしていろいろ話が出たわけですが、今の方向、石田議員のほうからの話ですと、委員長がまとめて案を出してくださいというような話、金澤議員はこれが関連しているからこれもという話なのですが、その辺は委員長にお任せいただいてよろしいですか。

金澤委員 委員長、副委員長、合議の上でお願いします。

石田委員 それが出た段階でまた論議しましょう。

委員長 そうですね。

それでは……

金澤委員 いつまでに出すのですか。委員長、済みません、いつまで、あした出していただけるのですね。

委員長 あしたの夕方まで。

金澤委員 というか、あしたの総務の所管の委員会の終了までに出てくるということですね。

委員長 終了までに、5時までに出ます。

金澤委員 5時まで。

委員長 5時まで。

金澤委員 終了までですよ。

委員長 いや、5時までにしておいてください。

金澤委員 委員会終了までですよね。

〔(あしたできます。きょうやるということですか、そうしたら。

あした1日委員会ですよね。つくる時間が) と言う人あり〕

委員長 つくる時間、大丈夫です、その辺はお任せください。案ですから。よろしいですか。

石田委員 できたら5時としないで、委員会終わるまでに、終わったらその後引き続いてできるようにしてもらわないと、ここでぼっかり穴があいてしまっておかしなものですし、それは4時半に終わったら4時半からすぐ論議したほうがいいと……

齋藤委員 間に合えばの話ですから、間に合えば。

石田委員 最悪間に合わない場合には待つけどね。そういう形で努力してください。

委員長 一応努力しますけれども、一応リミットは5時までにしておいてください。
よろしいですか。それでは、そんなぐあいに進めさせていただきたいと思います。
もういいのですか。

△ 散会の宣告 (午後 4時31分)

委員長 それでは、大変長時間にわたりまして、皆さんに議論いただきましてありがとうございました。

これで、本日の委員会を閉じて散会いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

決算特別委員会委員長 金子 俊 雄